

# 尾道市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年11月26日(金) 14時00分～15時15分

2. 開催場所 向島公民館2階 大研修室

3. 出席委員 19人(委員総数19人)

会長	19番	土山 浩二					
副会長	2番	金藤 祐治	8番	山田 清			
委員	1番	米田 健一	3番	村上 智彦	4番	吉原 正紀	
	5番	松森 智	6番	安井 常人	7番	上峠 数博	
	9番	高本 博文	10番	村上 正	11番	中司 睦枝	
	12番	大西 寛幸	13番	岡本 幸平	14番	原 弘子	
	15番	片山 博	16番	高橋 泰登	17番	八津川 和司	
	18番	檜原 生夫					

欠席委員 0人

4. 農地利用最適化推進委員の出席 17人(推進委員総数18人)

江良 宗人	中司 邦弘	笠井 博志	檀上 健	行廣 文徳	杉谷 智章
上 清五郎	石本 徳栄	宮迫 徹也	林原 啓	奥本 浩己	宮地 眞良
松浦 徳和	村上 佐代子	—————	江田 敏道	佐々木 崇	植原 宗哉

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案(審議事項)

議案第59号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第60号 農地法第4条の規定による許可申請について  
議案第61号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第62号 非農地証明申請について  
議案第63号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による  
農用地利用集積計画の決定について(農地中間管理機構分)

審議事項(2) 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の  
規定による農用地利用配分計画(案)に対する意見について

第3 議案(報告事項)

報告第64号 農地法第3条の3第1項の規定による届出に対する受理について  
報告第65号 農地法第4条第1項第8号の規定による転届出に対する受理について  
報告第66号 農地法第5条第1項第7号の規定による転届出に対する受理について  
報告第67号 農地法第3条の規定による許可処分の取消について  
報告第68号 農地法第18条第6項の規定による通知について  
報告第69号 農地改良届出による通知について  
報告第70号 電気事業者の行う送電用電気工作物等の設置について

第4 その他  
その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 市川 昌志  
事務局職員 宮崎 伸昭 高橋 知佐子

7. 農林水産課職員

職員 主田 孝弘 泉 唯

## 8. 会議の概要

会 長	あいさつ（省略）
議 長	<p>それでは、議事に入れていただきます。本日の出席者の報告をさせていただきます。委員総数は19名で、本日の出席委員は19名、欠席委員は0名です。定足数に達しておりますので、本日の総会は成立しております。</p> <p>議事録署名は16番・高橋泰登委員、17番・八津川和司委員にお願いします。</p> <p>農地利用最適化推進委員は、18名中、出席委員は17名です。</p>
議 長	<p>それでは、これから申請に基づく議題に入ります。</p> <p>議案書の方をご覧ください。</p> <p>議案59号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第59号、農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。</p> <p>（議案第59号、109番から119番までを議案書をもとに説明）</p> <p>申請番号109番、権利の種類は、期限の定めのない使用貸借権の設定です。申請地は東則末町の1筆、現況地目は田、面積は780㎡です。貸渡理由は労力不足による経営縮小、譲受理由は新規就農者としてです。</p> <p>申請番号110番、権利の種類は、売買による所有権移転です。申請地は東則末町の1筆、現況地目は畑、面積は321㎡です。譲渡理由は遠隔地につき耕作不能、譲受理由は新規就農者としてです。譲受人は新規就農者のため経営面積はありませんが、今回の譲受・借受面積が合計で1,101㎡であり、下限面積の1,000㎡を充たします。</p> <p>なお、新規就農者のため営農計画書が添付されており、自家消費のための野菜や果樹を耕作することとなっています。</p> <p>この申請については、11月5日、安井委員、江良推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。</p> <p>申請番号111番、権利の種類は、売買による所有権移転です。申請地は防地町の1筆、現況地目は畑、面積は271㎡です。譲渡理由は兼業による経営縮小、譲受理由は農業経営の規模拡大のためです。また、譲受人は、申請農地に隣接する家屋とセットで譲り受ける予定となっております。譲受人の経営面積は6,467.21㎡であり、下限面積の1,000㎡を充たします。この申請については、11月5日、山田委員、中司推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。</p> <p>申請番号112番、権利の種類は、売買による所有権移転です。申請地は百島町の1筆、現況地目は畑、面積は390㎡です。譲渡理由は労力不足による経営縮小、譲受理由は自宅から近く利便性を高めるためです。譲受人の経営面積は876㎡ですが、今回の譲り受け面積を合わせると1,266㎡あり、下限面積の1,000㎡を充たします。</p> <p>申請番号112番の申請については、11月4日、高橋委員、檀上推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。</p> <p>申請番号113番、権利の種類は、贈与による所有権移転です。申請地は御調町野間の5筆、現況地目は田が4筆、畑が1筆、面積は合わせて5,425㎡です。譲渡理由は農業廃止、譲受理由は新規就農者としてです。</p>

譲受人は新規就農者のため経営面積はありませんが、今回の譲り受け面積が5,425㎡であり、下限面積の2,000㎡を充たします。

なお、新規就農者のため営農計画書が添付されており、自家消費のための水稻や野菜、花を耕作することとなっています。

この申請については、11月8日、土山委員、上推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号114番、権利の種類は、贈与による所有権移転です。

申請地は御調町下山田の1筆、現況地目は田、面積は1,399㎡です。

譲渡理由は農業廃止、譲受理由は農業経営の規模拡大のためです。

譲受人の経営面積は2,132㎡であり、下限面積の2,000㎡を充たします。

この申請については、11月8日、松森委員、石本推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号115番、権利の種類は、贈与による所有権移転です。

申請地は因島土生町の2筆、現況地目は畑、面積は合わせて594㎡です。

譲渡理由は遠隔地につき耕作不能、譲受理由は自宅から近く利便性を高めるためです。

譲受人の経営面積は1,570㎡であり、下限面積の1,000㎡を充たします。

申請番号116番、権利の種類は売買による所有権移転です。

申請地は因島田熊町の2筆、現況地目は畑、面積は合わせて208㎡です。

譲渡理由は労力不足による経営縮小、譲受理由は農業経営の規模拡大のためです。

譲受人の経営面積は3,437㎡であり、下限面積の1,000㎡を充たします。

申請番号115番、116番については、11月9日、村上正委員、宮地推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号117番、権利の種類は、売買による所有権移転です。

申請地は因島洲江町の2筆、現況地目は畑、面積は合わせて604㎡です。

譲渡理由は後継者がいないため経営縮小、譲受理由は農業経営の規模拡大のためです。

譲受人の経営面積は5,510.65㎡であり、下限面積の1,000㎡を充たします。

申請番号118番、権利の種類は、贈与による所有権移転です。

申請地は因島洲江町の4筆、現況地目は畑、面積は合わせて1,303.80㎡です。

譲渡理由は労力不足のため経営縮小、譲り受け理由は自宅から近く利便性を高めるためです。

譲受人の経営面積は1,409.75㎡であり、下限面積の1,000㎡を充たします。

申請番号117番、118番については、11月10日、米田委員、藤岡推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号119番、権利の種類は、期間15年間の使用貸借権の設定で更新です。

申請地は、瀬戸田町林の25筆、現況地目は畑、面積は合わせて17,040㎡です。

貸渡理由は経営移譲年金受給のため農業後継者へ、借受理由は農業後継者としてです。

借受人の経営面積は19,517.74㎡であり、下限面積の3,000㎡を充たします。

申請番号119番については、11月10日、高本委員、佐々木推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号109番から119番につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。

以上で議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議長

ただいま、事務局より説明が終わりました。

これより質疑に入ります。農業委員、農地利用最適化推進委員の方で、補足説明および質疑のある方は挙手をしてください。

(挙手なし)

質疑がないようですので、農業委員による採決に入ります。

申請番号109番から119番は、原案のとおり許可決定することに、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

挙手多数ですので、本件は、原案のとおり許可決定することに決しました。

議長

次に、議案第60号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

事務局

それでは、議案第60号、農地法第4条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

(議案60号、13番、14番を議案書をもとに説明)

申請番号13番、所在は、美ノ郷町白江の1筆、地目は雑種地、農振農用地区域外、285㎡の転用計画です。

申請地は、市街化調整区域にあり、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地であり、農地区分は、第2種農地と考えられます。

(以降、同様の農地を「その他2種」と説明させていただきます)

転用目的は、駐車場用地で駐車場11区画です。

申請人はこの度、自己所有農地を転用して、近隣事業所などへの貸駐車場として利用したいというものです。

なお、本件は昨年10月頃に転用行為が行われているため、申請に際しては顛末書が添付されております。

申請番号14番、所在は、美ノ郷町中野の1筆、地目は田、農振農用地区域外、342㎡の一時転用計画です。

申請地は、都市計画区域外にあり、農地区分は、その他2種農地と考えられます。

一時転用の目的は、資置場用地で、建築資材置場及び作業場が計画されています。

申請人の所有する隣接農地に子が住宅を建築するにあたり、この度、自己所有農地を一時的に転用して、その建築に伴う資材置場や重機などの作業場として利用したいというものです。

一時転用の期間は、許可後からR4年11月30日までで、建築工事終了後、農地に復元予定です。

なお、本件は本年7月頃に真砂土を入れており、申請に際しては顛末書が添付されております。また、建築予定の隣接農地については、11月16日付けで転用申請がなされており、来月ご審議いただく予定です。

13番及び14番の申請については、11月4日、上峠委員、笠井推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

以上で議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただいま、事務局より説明が終わりました。

これより質疑に入ります。農業委員、農地利用最適化推進委員の方で、補足説明および質疑のある方は挙手をしてください。

(補足説明、質問、意見なし)

質疑がないようですので、農業委員による採決に入ります。

申請番号13番と14番は、原案のとおり許可決定することに、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

挙手多数ですので、本件は、原案のとおり許可決定することに決しました。

議長

次に、議案第61号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局

事務局より説明を求めます。

それでは、議案第61号、農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

(議案第61号、157番から189番を議案書をもとに説明)

申請番号157番・158番については、転用目的及び事業者が同一のため一括して説明いたします。

申請内容は、売買による所有権の移転です。

所在は、浦崎町の全6筆、地目は畑及び宅地、農振農用地区域外、714㎡と1,740㎡の2か所の転用計画です。

申請地は、都市計画区域外にあり、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地であり、農地区分は、第2種農地と考えられます。

転用目的は、ともに駐車場用地で、駐車場6区画と10区画が計画されています。

譲受人は、福山市に本店を置く、造船業などを営む法人で、申請地を取得して、申請地南東に位置するマリーナの従業員用駐車場として利用したいというものです。

なお、申請地の一部に建築物があるため、申請に際しては顛末書が添付されております。

申請番号159番、申請内容は、売買による所有権の移転です。

所在は、浦崎町の1筆、地目は畑、農振農用地区域外、231㎡の転用計画です。

申請地は、都市計画区域外にあり、農地区分は、その他2種と考えられます。

転用目的は、一般住宅用地で、住宅1棟、建築面積97.44㎡、駐車場2区画、合併浄化槽が計画されています。

譲受人は、申請地を取得して、住宅を新築したいというものです。

157番～159番の申請については、11月4日、高橋委員、檀上推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号160番、申請内容は、使用貸借による権利の設定です。

所在は、西藤町の2筆、地目は畑、農振農用地区域外、合計281㎡の転用計画です。

申請地は、市街化調整区域にあり、農地区分は、その他2種と考えられます。

転用目的は、一般住宅用地で、住宅1棟、建築面積58.38㎡、駐車場、合併浄化槽が計画されています。

借受人は、この度、義理の父から申請地を借り受けて、住宅を新築したいというものです。都市計画法に基づく建築許可見込みです。

この申請については、11月9日、大西委員、杉谷推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号161番・162番は、関連案件のため一括して説明いたします。

申請内容は、ともに売買による所有権の移転です。

所在は、御調町高尾の全2筆、地目は田、農振農用地区域外、合計1,452㎡の転用計画です。

申請地は、非線引き都市計画区域にあり、農地区分は、その他2種と考えられます。

転用目的は、太陽光発電設備で、パネル162枚、発電量49.5kwが計画されています。

譲受人は、大阪市に本店を置く、再生可能エネルギー発電事業を営む法人であり、申請地を取得して、太陽光発電設備を設置したいというものです。

本件の太陽光事案につきましては、経済産業省による固定価格買取制度(FIT制度)の対象外の事業であり、転用事業者の関連会社が電力を買い取り、その後、買い取った電力を(関連会社が)企業や個人に卸すというもので、申請に際しては、転用事業者と、(電力を買い取る)関連会社との間で締結された、「発電売買契約書」の確認をしております。

この申請については、11月8日、八津川委員、宮迫推進委員と事務局職員で、設備設置業者立会いのもと、現地調査を行いました。

申請番号163番・164番も関連案件のため一括して説明いたします。

申請内容は、ともに売買による所有権の移転です。

所在は、向東町の全2筆、地目は畑、農振農用地区域外、合計61,73㎡の転用計画です。

申請地は、市街化調整区域にあり、農地区分は、その他2種と考えられます。

転用目的は、駐車場用地で、駐車場3区画が計画されています。

譲受人は、近隣に居住していますが、駐車場が不足していることから、この度、申請地を取得して、駐車場として利用したいというものです。

この申請については、11月9日、中司委員、林原推進委員と事務局職員で、現地調査を行いました。

申請番号165番、申請内容は、売買による所有権の移転です。

所在は、向島町立花の1筆、地目は宅地、農振農用地区域外、105㎡の転用事案です。

申請地は、市街化調整区域にあり、農地区分は、その他2種と考えられます。

転用目的は、住宅用地で、平成以前より既存住宅が建築されています。

譲受人は、愛媛県新居浜市に居住していますが、この度、隣接宅地と一体利用する申請地を取得し、移住したいというものです。なお、申請に際しては顛末書が添付されております。

申請番号166番、申請内容は、売買による所有権の移転です。

所在は、向島町岩子島の1筆、地目は畑、農振農用地区域外、261㎡の転用計画です。

申請地は、市街化調整区域にあり、農地区分は、その他2種と考えられます。

転用目的は、農業用倉庫用地で、コンテナハウスの倉庫と休憩室及び駐車場が計画されています。

譲受人は、近隣に農地を所有しており、申請地を取得して、農機具の格納や作物の貯蔵、休憩室や駐車場スペースとして利用したいというものです。

165番・166番の申請については、11月5日、吉原委員、原委員・奥本推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号167番、申請内容は、売買による所有権の移転です。

所在は、因島田熊町の3筆、地目は畑、農振地域外、合計94.91㎡の転用計画です。

申請地は、非線引き都市計画区域の用途地域内にあり、農地区分は、第3種農地と考えられます。

転用目的は、一般住宅用地で、住宅1棟、建築面積58.39㎡、駐車場2区画、合併浄化槽が計画されています。

譲受人は、現在借家住まいですが、この度、申請地及び隣接宅地を取得して、住宅を新築したいというものです。

申請番号168番・169番は、関連案件のため一括して説明いたします。

申請内容は、売買による所有権の移転です。

所在は、因島三庄町の全2筆、地目は畑及び宅地、農振地域外、合計222㎡の転用計画です。

申請地は、非線引き都市計画区域の用途地域内にあり、農地区分は、第3種農地と考えられます。

転用目的は、宅地拡張で、駐車場及び家庭菜園が計画されています。

譲受人は、隣接地に居住しており、この度、申請地を取得して、駐車場や庭敷として利用したいというものです。

なお、申請地の一部は既に駐車場として利用されており、申請に際しては顛末書が添付されております。

申請番号170番、申請内容は、売買による所有権の移転です。

所在は、因島三庄町の1筆、地目は畑、農振地域外、33㎡の転用計画です。

申請地は、非線引き都市計画区域の用途地域内にあり、農地区分は、第3種農地と考えられます。

転用目的は、宅地拡張で、家庭菜園が計画されています。

譲受人は、隣接地に居住しており、この度、隣接宅地と一体利用する申請地を取得して、家庭菜園として利用したいというものです。

167番～170番の申請については、11月9日、村上正委員、宮地推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号171番、申請内容は、地上権の設定です。

所在は、因島原町の1筆、地目は畑、農振農用地区域外、527㎡の転用計画です。

この地上権とは、賃借権と同様に農地を貸し借りする権利のひとつですが、賃借権との違いとして、地上権は物に対する権利であること、賃借権は人に対する権利であること、また、地上権には地主に登記の義務があることなどが挙げられます。

申請地は、非線引き都市計画区域にあり、農地区分は、その他2種と考えられます。  
転用目的は、太陽光発電設備で、太陽光パネル92枚、発電量9.9kwが計画されています。

申請番号172番、申請内容は、地上権の設定です。  
所在は、因島原町の1筆、地目は畑、農振農用地区域外、595㎡の転用計画です。  
申請地は、非線引き都市計画区域にあり、農地区分は、その他2種と考えられます。  
転用目的は、太陽光発電設備で、太陽光パネル92枚、発電量9.9kwが計画されています。

申請番号173番、申請内容は、地上権の設定です。  
所在は、因島原町の1筆の一部、地目は畑、農振農用地区域外、998㎡のうち200㎡の転用計画です。  
申請地は、非線引き都市計画区域にあり、農地区分は、その他2種と考えられます。  
転用目的は、太陽光発電設備で、太陽光パネル92枚、発電量9.9kwが計画されています。

申請番号174番、申請内容は、売買による所有権の移転です。  
所在は、因島原町の2筆、地目は畑、農振農用地区域外、合計81㎡の転用計画です。  
申請地は、非線引き都市計画区域にあり、農地区分は、その他2種と考えられます。  
転用目的は、太陽光発電設備で、太陽光パネル40枚、発電量9.9kwが計画されています。

申請番号175番、申請内容は、売買による所有権の移転です。  
所在は、因島原町の1筆、地目は畑、農振農用地区域外、247㎡の転用計画です。  
申請地は、非線引き都市計画区域にあり、農地区分は、その他2種と考えられます。  
転用目的は、太陽光発電設備で、太陽光パネル92枚、発電量9.9kwが計画されています。

171番～175番における、借受人及び譲受人は、法人名や代表者は異なりますが、すべて、今治市に本店を置く、再生可能エネルギーによる発電事業を営む法人で、申請地を借り受けや買い受けて、太陽光発電設備を設置したいというものです。

申請番号176番～179番については、同一の事業者及び転用目的のため一括して説明いたします。

申請内容は、すべて売買による所有権の移転です。  
所在は、因島原の全4筆、地目は畑、農振農用地区域外、248㎡、483㎡、214㎡、356.57㎡の転用計画です。

申請地は、非線引き都市計画区域にあり、農地区分は、その他2種と考えられます。  
転用目的は、すべて太陽光発電設備で、(備考欄に設備番号あり)すべてパネル92枚、発電量9.9kwが計画されています。

譲受人は、今治市に本店を置く、再生可能エネルギー発電事業を営む法人であり、申請地を取得して、太陽光発電設備を設置したいというものです。

171番～179申請については、11月10日、米田委員、藤岡推進委員と事務局職員で、申請代理人立会いのもと、現地調査を行いました。

このうち、175番及び178番の申請地については、南側に住宅があるため、住人から事業に対する同意を求めるよう指導を行い、後日、申請代理人より、同意書が提出されたことから、問題ないものと判断いたしました。

申請番号180番、申請内容は、賃貸借権の設定です。  
所在は、瀬戸田町名荷の1筆の一部、地目は畑、農振農用地区域外、1,518㎡のうち892.21㎡の転用計画です。

申請地は、非線引き都市計画区域にあり、農地区分は、その他2種と考えられます。  
転用目的は、太陽光発電設備で、太陽光パネル92枚、発電量9.9kwが計画されています。

借受人は、今治市に本店を置く、再生可能エネルギー発電事業を営む法人であり、申請地を借り受けて、太陽光発電設備を設置したいというものです。

この申請については、11月10日、高本委員、佐々木推進委員と事務局職員で、申請代理人立会いのもと、現地調査を行いました。申請地周辺には農地及び住宅があるため、申請書に農地所有者や住人からの同意書が添付されていることから、問題ないものと判断いたしました。

なお、171番～180番の太陽光事案につきましては、FIT制度の対象事業であり、経産省の設備認定を受けており、現在、事業者の変更中です。

申請番号181番～185番については、転用目的及び事業者が同一のため一括して説明いたします。

申請内容は、賃貸借権の設定です。

所在は、瀬戸田町林字岡条の2筆の一部、地目は畑、農用地区域内、合計1,136㎡のうち503.06㎡と、同じく林字上脇山の4筆の一部、地目は畑、農用地区域内、合計1,920㎡のうち611.77㎡の2か所の一時転用計画です。

申請地は、非線引き都市計画区域にあり、農業構造改善事業を施行した農地であり、農地区分は、第1種と考えられます。

転用目的は、作業用地で、作業場及び仮設道路が計画されています。

借受人は、広島市に本店を置く、土木及び電気工事業を営む法人であり、鉄塔の建て替え事業を請け負うものです。

因島変電所と瀬戸田変電所を結ぶ、送電線の電圧昇圧に伴う送電塔の建て替え工事を行うにあたり、申請地の一部を借り受けて、工事期間中、資材置場や仮設道路として利用したいというものです。

一時転用期間は字岡条が、許可後から令和5年5月末まで、字上脇山が、令和5年7月末までとなっており、工事終了後は農地に復元予定です。

本件は、農地法施行令第11条第1号「申請に係る農地を仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するものであって、目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められるもの」として、第1種農地の不許可の例外に該当するものです。

申請番号186番、申請内容は、売買による所有権の移転です。

所在は、瀬戸田町林の1筆、地目は畑、農振農用地区域外、433㎡の転用計画です。

申請地は、非線引き都市計画区域にあり、農業構造改善事業を施行した農地であり、農地区分は、第1種と考えられます。

転用目的は、駐車場用地で、駐車場13区画が計画されています。

譲受人は、町内に事務所を置く、福祉事業を営む法人で、隣接地で保育園の運営を行っておりますが、駐車場が不足していることから、この度、申請地を取得して、職員や来客用の駐車場として利用したいというものです。

申請番号187番、申請内容は、売買による所有権の移転です。

所在は、瀬戸田町林の2筆、地目は畑、農振農用地区域外、合計707㎡の転用計画です。

申請地は、非線引き都市計画区域にあり、農業構造改善事業を施行した農地であり、農地転用目的は、駐車場用地で、駐車場16区画、宅地拡張が計画されています。

譲受人は、町内に事務所を置く、介護事業を営む法人で、隣接地で介護施設の運営を行っておりますが、駐車場などが不足していることから、この度、申請地を取得して、職員や来客用の駐車場及びリハビリ用の施設菜園として利用したいというものです。

186番・187番はともに、農地法施行規則第35条第5号「既存の施設の拡張（拡張に係る部分の敷地面積が既存施設の敷地面積の2分の1を超えないものに限る。）」として、第1種農地の不許可の例外に該当するものです。

この申請については、11月10日、高本委員、佐々木推進委員と事務局職員で、現地調査を行いました。

なお、181番～187番の申請については、第1種農地に係る転用案件として、広島県農業会議に意見聴取することとなります。

申請番号188番・189番は関連案件のため一括して説明いたします。

申請内容は、売買による所有権の移転です。

所在は、瀬戸田町福田の全4筆、地目は雑種地、農振農用地区域外、合計1,923㎡の転用事案です。

申請地は、非線引き都市計画区域にあり、農地区分は、その他2種と考えられます。

転用目的は、キャンプ場用地で、キャンプスペース、車両4区画、進入路です。

譲受人は、この度、申請地を取得して、簡易キャンプ場として利用したいというものです。

本件は、本年6月に提出された、非農地証明申請に伴う現地調査を行った結果、既に伐採が始まっていたため、非農地証明申請を取り下げた経緯があり、その後、地元農業委員より農地利用に疑義があるとの情報提供をもとに、使用者に状況確認及び申請指導を行い、この度、申請がなされたものでございます。

なお、申請地は本年8月頃に整地が行われており、農地状態でないため、申請に際しては顛末書が添付されております。

この申請については、11月10日、岡本委員、植原推進委員、片山委員と事務局職員で、申請人立会いのもと現地調査を行い、やむを得ないものと判断いたしました。

以上で議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長 ただいま、事務局より説明が終わりました。

これより質疑に入ります。農業委員、農地利用最適化推進委員の方で、補足説明および質疑のある方は挙手をしてください。

(挙手あり)

議長 どうぞ

15番委員 申請番号188番・189番について、補足説明をさせていただきます。  
(補足説明あり)

議長 ありがとうございます。  
他に、ございますか。

(他に補足説明、質問、意見なし)

質疑がないようですので、農業委員による採決に入ります。

申請番号157番から189番は、原案のとおり受理決定することに、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

挙手多数ですので、本件は、原案のとおり許可決定することに決しました。

なお、関係他法令が審査中の案件につきましては、他法令が許可になりしだい、許可決定することといたします。

また申請番号181番から187番の案件につきましては、農業委員会ネットワーク機構への意見聴取をし、許可妥当の答申後に許可決定することといたします。

議長 次に、議案第62号「非農地証明申請について」を議題といたします。  
事務局より説明を求めます。

事務局 それでは、議案第62号、非農地証明申請について、ご説明いたします。  
(議案第62号、42番から46番を議案書をもとに説明)

申請番号42番は、栗原町の1筆、現況地目は道路、面積は、合計120㎡です。

申請地の利用状況は、昭和30年頃から通路として利用されているものです。

農振農用地区域外、第2種農地、市街化調整区域です。

この申請については、11月5日、安井委員、江良推進委員と事務局職員で現地調査を行い、道路と判定されました。

申請番号43番は、西藤町の1筆、現況地目は宅地、面積は、合計296㎡です。

利用状況は、昭和50年頃に鉄工所を建てて以来現在まで宅地として利用しているものです。

農振農用地区域外、第2種農地、市街化調整区域です。

この申請については、11月9日、大西委員、杉谷推進委員と事務局職員で現地調査を行い、宅地と判定されました。

申請番号44番は、向東町の1筆、現況地目は山林、面積は、23㎡です。  
利用状況は、平成20年頃、耕作放棄し、現在は竹が繁茂し山林化している状況です。  
農振農用地区域外、第2種農地、市街化調整区域です。  
この申請については、11月5日、中司委員、林原推進委員と事務局職員で現地調査を行い、山林と判定されました。

申請番号45番は、向島町の1筆、現況地目は山林、面積は、585㎡です。  
利用状況は、平成元年頃より、耕作放棄し、現在は山林化している状況です。  
農振農用地区域外、第2種農地、市街化調整区域です。  
この申請については、11月5日、吉原委員、原委員、奥本推進委員と事務局職員で現地調査を行い、山林と判定されました。

申請番号46番は、御調町綾目の1筆、現況地目は山林、面積は、102㎡です。  
利用状況は、申請地は、山林部に位置し、耕作に不便なため昭和24年頃から耕作を放棄し、山林化している状況です。  
農振農用地区域外、第2種農地、都市計画区域外です。  
この申請については、11月8日、土山委員、上推進委員と事務局職員で現地調査を行い、山林と判定されました。

以上で議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただいま、事務局より説明が終わりました。

これより質疑に入ります。農業委員、農地利用最適化推進委員の方で、補足説明および質疑のある方は挙手をしてください。

(補足説明、質問、意見なし)

質疑がないようですので、農業委員による採決に入ります。

申請番号42番から46番は原案のとおり、受理決定することに、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

挙手多数ですので、本件は、原案のとおり受理決定することに決しました。

議長

次に、議案第63号「農業経営基盤強化促進法第18条1項による農用地利用集積計画の決定について」（農地中間管理機構分）を議題といたします。  
事務局より説明を求めます。

事務局

それでは、議案第63号、農業経営基盤強化法第18条1項の規定による農地利用集積計画の決定について（農地中間管理機構分）、ご説明いたします。  
(議案第63号、262番と263番を議案書をもとに説明)

262番、土地の所在は因島重井町字宮沖新開、地目は、現況登記ともに畑、面積は776㎡です。

権利の種類は賃貸借権の設定、賃借料は10a当たり10,000円、利用目的は野菜、契約期間は令和3年12月2日から令和13年12月31日です。

番号263番、土地の所在は因島重井町字栗原、地目は、現況登記ともに畑、面積は1,774㎡です。

権利の種類は賃貸借権の設定、賃借料は10a当たり10,000円、利用目的は野菜、契約期間は令和3年12月2日から令和13年12月31日です。

なお、これらの農地について、農地中間管理機構から借り受けする耕作希望者はすでにおり、これについては、審議事項(2)で審議させていただきます。

以上で議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議 長	<p>ただいま、事務局より説明が終わりました。 これより質疑に入ります。農業委員、農地利用最適化推進委員の方で、補足説明および質疑のある方は挙手をしてください。</p> <p>(補足説明、質問、意見なし)</p> <p>質疑がないようですので、農業委員による採決に入ります。 申請番号262番と263番は原案のとおり、決定することに、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p> <p>挙手多数ですので、本件は、原案のとおり決定することに決しました。</p>
<p>議 長</p> <p>農林水産課職員</p>	<p>次に、市からの意見聴取案件である審議事項(2)「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画(案)に対する意見について」を議題といたします。</p> <p>この説明のために農林水産課の職員が出席されていますので、農林水産課より説明を求めます。</p> <p>それでは、説明をいたします。 農用地利用配分計画の資料をご覧ください。 (農用地利用配分計画(案)の議案書をもとに説明)</p> <p>(議案書資料をもとに説明)</p> <p>今回は1件2筆の農用地利用配分計画(案)について意見を求めます。本日の総会におきまして、土地所有者から農地中間管理機構への農用地利用集積計画が審議されたものです。</p> <p>番号1～2番、因島重井町字宮沖新開の1筆と、同じく因島重井町字栗原の1筆、合計2,550㎡についてです。農地中間管理機構から転貸後は、野菜の生産用地として使用されます。 権利の種類は賃貸借権で、存続期間は令和13年12月31日までです。</p> <p>本日の農業委員会でのご審議を経まして、その後、農用地利用配分計画の認可を広島県が判断することになります。 以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p> <p>議 長</p> <p>ただいま、農林水産課より説明が終わりました。 これより質疑に入ります。農業委員、農地利用最適化推進委員の方で、質疑のある方は挙手をしてください。</p> <p>(質問、意見なし)</p> <p>議 長</p> <p>質疑がないようですので、農業委員による採決に入ります。 農地利用配分計画(案)については、異議ない旨の意見決定することに、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p> <p>挙手多数ですので、本件は、異議ない旨の意見決定することに決しました。 農林水産課の方、ご苦労さまでした。 [農林水産課、退席]</p>
議 長	<p>次に、報告事項に入ります。 報告第64号から第70号までを一括して審査を行います。</p>

農業委員、農地利用最適化推進委員の方で、質疑のある方は挙手をしてください。

(質問、意見なし)

質疑がないようなので、報告事項を終わります。

以上で、本日の議案の審議ならび報告事項はすべて終了いたしました。

議 長

次に、その他に入ります。

まず最初に、各調査区での活動状況を報告していただきます。

報告事案等があれば挙手のうえ報告してください。

各委員

(活動状況報告：省略)

議 長

次に、事務局より、その他・連絡事項についての説明を求めます。

事務局

(その他・連絡事項について説明)

議 長

ただいまの事務局の説明について、農業委員、農地利用最適化推進委員の方で、質疑のある方は挙手をしてください。

事務局

(質疑応答)

議 長

それではこれもちまして、尾道市農業委員会総会を閉会いたします。

閉会にあたり副会長があいさつをいたします。

副会長

長時間にわたり、慎重な審議ありがとうございました。

本日はご苦労様でした。